

## 地域公共交通確保維持改善に関する事業評価及び 地域公共交通計画の評価等結果について（協議事項）

### 【協議内容】

本市では、地域公共交通計画を策定しており、毎年度、施策の実施状況についての調査、分析及び評価に努め、評価等を行なったときは、その結果を国に送付することとされています。

また、尾張旭市営バスは、国より地域公共交通確保維持改善事業費補助金を受けて運行しており、補助金交付要綱に基づき、法定協議会による事業評価を行い、その結果を国に報告することとされています。

のことから、地域公共交通確保維持改善に関する事業評価及び地域公共交通計画の評価等結果として、令和7年度補助対象事業実施期間に実施した事業の評価内容について協議します。

### 1 評価対象事業

- (1) 尾張旭市交通基本計画（改訂版）
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）

### 2 対象期間

- (1) 尾張旭市交通基本計画（改訂版）  
令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）  
令和6年10月～令和7年9月

### 3 事業評価内容

- (1) **資料2-2** 中部様式
- (2) **資料2-3**
  - ア （別添1）地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）
  - イ （別添1-2）事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について
- (3) **資料2-4** （別添4）地域公共交通計画の評価等結果の様式

### 4 報告期限

令和8年1月16日（金）

### 5 その他

事業評価に係る書類については、中部運輸局愛知運輸支局と最終的な調整を行った上で、報告期限までに事務局から提出します。